

生活困窮者の生活課題の取り組みにおける 自己形成支援のあり方

星加 敦子[†]

The Role of Self-Formation Support in Addressing Life Challenges
Among the Financially Disadvantaged

Atsuko Hoshika

1. 生活困窮者支援の現状とその課題

1.1 2つの貧困観 貧困は個人の責任か社会の責任か

貧困（生活困窮）の要因を個人の努力不足と捉える傾向は根強い。しかし近年、多くの実態調査から、生活困窮者の中に発達障害や知的障害のある人が多く含まれ、その特性による生きづらさが生活困窮という2次障害を引き起こしていることが明らかになっている（辻井, 2019. p.20-31）（的場, 2019. p.769-771）。このことから生活困窮という状態は、必ずしも個人の努力不足の結果ではなく、個人と社会との不調和と捉えることもできよう。よって生活困窮者支援の目的は、生活課題となって表れた個人と社会との不調和を解決することとなるが、それは必然的に生活困窮者自身の自己の成長や変化のプロセスを伴うものとなる。本研究では、そのプロセスに、支援者がどのように関わるべきかを考察していきたい。

まず、歴史の中で貧困（生活困窮）がどのように捉えられてきたか整理してみたい。貧困に対する最初の国家的施策である1602年のイギリスのエリザベス救貧法は、生活困窮者を①労働能力のある有能貧民、②労働能力のない病人や障害者などの無能貧民、③扶養する者のいない子どもの3つに分類し、その能力に応じて強制就労や収容保護を行った。その後、1886～1891年Booth,C. のロンドン調査や、1899年Rowntree,B.S. のヨーク市の調査により、貧困の要因に不規則労働、低賃金、疾病、などの社会的要因があることが明らかにされたが、実質的な政策に結びついたのは1941年のベバリッジ報告だった。このような国家的救済の遅れが1869年の慈善組織協会（Charity Organization Society; COS）の発足につながり、COS活動にアメリカで参加したRichmond.M. は、1917年 “Social Diagnosis”，1922年 “What Is Social Case Work” を著し、個人と社会環境とに焦点をあてた支援技術が確立され始めた。

1.2 日本における貧困観 相互扶助と生存権の保障

では、日本において貧困はどのように捉えられていたのだろうか。戦前の日本では、貧困は近親者で助け合うことが大前提となっていた。明治政府により制定された1874年恤救規則は「人民相互の情誼」を前提としたため、対象者には「誰も助けてくれない人」という厳しい条件がついていた。そのため恤救規則は功を奏さず、民間の慈善事業家が活躍していく。石井十次の岡山孤児院（1887年）、1891年に石井亮一により我が国で初めて設立された知的障害児施設滝乃川学園、キングスレーを拠点とした片山潜のセツルメント運動（1897年）、留岡幸助の家庭学校（1899年）などがその代表的なものである。第二次世界大戦後は、国民生活全体が困窮を極める中、1946年GHQが提出した「社会救済に関する覚書」をもとに、同年に生活保護法が制定され、1950年には日本国憲法第25条の理念に基づく新たな生活保護法が成立し、貧困は初めて国家の責任において解決される問題となった。しかし、現行の生活保護法の第4条2項には扶養義務者の扶養を優先して行うと記されており、その範囲も諸外国に比べかなり広いことは、相互扶助の精神が依然として根強いことを物語っている。

1.3 生活困窮者自立支援法の制定とその背景

生活保護法発足当時の生活保護受給者数は約260万人であったが、1990年代半ばから増加に転じ、2014年には216万5,895人と2.5倍に増えた（図1）。

安定した雇用の減少、世帯構造の変化、リーマンショックなどがその要因と考えられ、高齢者のみならず、稼働年齢世代を含めて生活に困窮する人が増加している（令和4年生活困窮者の自立支援対策に関する行政評価監視 結果報告書）。そこで生活保護に至る前の段階で早期に支援を行い、困窮状態から脱却を図ることを目的に、2013年生活困窮者自立支援法が制定され、2015年には生活困窮者自立

[†]2024年度修了（臨床心理学プログラム）

生活困窮者の生活課題の取り組みにおける 自己形成支援のあり方

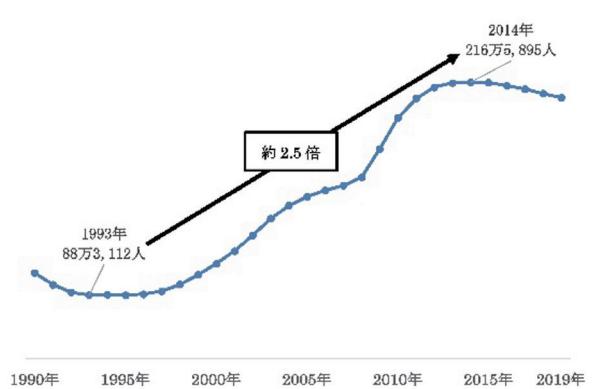


図1 生活保護受給者数の推移

生活困窮者の自立支援対策に関する行政評価・監視 結果報告書（令和4年4月）より 総務省行政評価局が作成
https://www.somu.go.jp/main_content/000811418.pdf

支援制度が施行された。その特徴は、「相談」という人的支援を主軸にし、支援員が相談者やその家族との信頼関係を基にニーズを的確に把握し、本人自身が主体になって課題解決に取り組むことができるよう支援することにある。「これが、『人が人を支援する制度』と言われる所以である」と新保は語っている（新保, 2018, p.32）。

貧困の救済事業の歴史において、人が人を支援することを行ってきたのは民間の慈善事業であった。そこから始まったソーシャルワークやセツルメント活動は、友愛訪問員や学生が困窮者と直接関わり、その中で社会環境の問題を発見し改善を目指していった。当該制度の骨組みを作った「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」も、民間のホームレス支援団体や子どもの学習支援団体、若者の就労支援団体の代表者等、直接困窮者と関わっている人によって構成されている。よって、この部会による報告・提案が、モノやカネによる支援が主流だった公的な困窮者施策に、人が人を支援するという新たな視点を導入することに繋がったと言えよう。

1.4 生活課題の取り組みと自己形成

「生活困窮に陥った背景や要因は、生まれつきもつている本人の障害・疾病やDV、虐待、いじめ、学校中退、リストラ、失業などさまざままで、しかも多くがこれまで本人が歩んできた人生のなかに秘められています」（自立相談支援事業従事者養成テキストp.17）とあるように、生活困窮に陥る要因は、トラウマとなってその人の人生の中に秘められ続けるため、人への信頼を失い、相談すること自体を避けてしまう人も多い。さらに、貧困を個人の努力不足と捉える社会的風潮が、自己を否定的に意味づける要因になっている。この様な自己の主観的体験を無意識に意味づける枠組みのことを、間主観性理論を提唱したStolorow, R.D.は、オーガナイジング・プリンシブルと呼び、精神分析的治療の目的を患者のオーガナイジング・プリンシブルを変化させ、新しいオーガナイジング・プリンシブルの展開を促すことであるとした（Stolorow, Brandchaft &

Atwood, 1995. 丸田訳, 1995. p.8）。この考えに従うのであれば、生活困窮者の支援において、その人の人生の中に秘められた「人を信用すると傷つく」というオーガナイジング・プリンシブルを、「人を信用しても傷つかない」という新たななものに変化させることが目的のひとつになると言えるだろう。

一方で、人生の中に秘められたオーガナイジング・プリンシブルは支援者側にも存在する。例えば、「人が人を支援する制度」（新保, 2018）には、支援する側とされる側という非対称な関係が生じ、副田（1994）が指摘するように、「クライエントがワーカーに出会うときは、（中略）他者（機関、その代表者として相対するワーカー）にならかのていど依存せざるを得ない状況にある。他方、ワーカーは、援助に役立つ福祉資源やその提供決定方法にかかる情報をかれらよりはるかに多くもっている。（中略）このように、ワーカーとクライエントのあいだには、専門的な情報および実質的な決定権の保持者とそれを全くもたない者という、圧倒的な権限の違いが存在する」（p.3）である。このような支援者側の優位性や、生活困窮者にとってステigmaの要因となる社会的認識は、支援者自身のオーガナイジング・プリンシブルにも組み込まれている。このことを支援者側が自覚し、共感的な関わりの中で生活課題に取り組むことは、生活困窮者のオーガナイジング・プリンシブルにどのような影響を及ぼすであろうか。本研究では、4つの事例の分析を通じ、社会福祉援助技術に寄与することをめざしたい。

2. 研究の方法

2.1 間主観性理論の視点

間主観性理論は、支援者と対象者の間に生じてしまう非対称性を意識し、それをできる限り排除しようとする。「分析医が、患者の人生や人間の発達・心理的機能に関し、『客観的』知識を所有しているとは考えない。分析医が所有しているのは、多種多様な情報源や発達上における経験に由來した、彼自身の主観的準拠枠であり、その準拠枠をもって分析医は、分析データを、筋の通ったテーマと相互関係というまとまりへとオーガナイズしようとする」（Stolorow, Brandchaft & Atwood, 1995. 丸田訳, 1995. p.6）とし、治療者も自分自身の主観に基づき判断していると指摘する。丸田（2002）は、このような間主観性理論の考え方を「治療者側の理解（主観）を、あたかもそれが科学的事実であるかのように扱う精神分析の客観主義の立場へのアンチテーゼである」（p.79）とし、治療者が「患者のおかれている現実を患者以上に知っていると思うことがあるとすれば、その時点で治療者は自分の主観的体験があたかも客観的事実であるような誤謬に陥っている」（p.78）と言い、「自分を治療者の立場、あるいは、配偶者として優位な立場においている限りこの錯覚から抜け出すことは難しい」（p.81）と指摘している。

一方、社会福祉における援助者の姿勢について定めたソーシャルワーカーの倫理綱領には、あるがままのクライエントを受容するために自らの先入観や偏見を排除するように記されており（日本ソーシャルワーカー連盟, 2020）、ソーシャルワーカーに客觀性と中立性を求める根拠となっている。しかし、はたしてそれは可能なのであろうか。丸田は次のように言う。「十分な治療効果をあげている治療者が決して映画のスクリーンのような存在ではないことを、学会の症例の発表を聞いたり、症例のスーパー・ビジョンをしてみるとよくわかります。『中立』な治療者は映画のスクリーンでもなければロボットでもない。人間味あふれた存在です。そして『あの人人が治療者だったからこの患者はよくなつた』という表現で代表されるように、治療経過には、技法を越えて、治療者的人格もろに出てきます」（丸田, 1992. p.13）。治療者と患者それぞれの主觀が働き、両者の間に生じる相互的な現象が治療者と患者の心理的構造に影響を与え、それを言葉などのまとまりとして表現していくことが精神分析的治療における間主觀的アプローチである（Stolorow, Brandchaft & Atwood, 1995. 丸田訳, 1995. p.18）ならば、そこにおいては支援者も対象者も主觀を持つものとして対等なのである。

これまで支援する側にとっては余計なものとして排除されてきた主觀に、はっきりと焦点をあて、その意義を論じたのはKohut,H.であった。Kohutは主觀的な体験の起源に焦点を当て、人を外側からではなく内側から理解するために共感的環境の必要性を説いた。そして、自分が理解されている、受け入れられていると感じる情緒的な環境の中で生じる「自己対象」という心理的機能が、自己体験の保持、修復、変形に関与する（Kohut,H., 1977. 本庄・笠原監訳, 1995. p.64-66）と言った。そこには特定の縛が必要となるが、それが人生最早期においては母子関係であり、医療分野においては治療者と患者という関係になる。本研究で検討する生活困窮者支援における支援者と対象者という関係もこれに相当しよう。したがって、本研究では間主觀性理論に基づき支援者と対象者の主觀に視点を当て、その相互作用が対象者の自己形成にどのような影響を及ぼすのかを検討して行きたい。

2.2 エピソード記述

事例の記述方法として、発達心理学者である鯨岡峻が提唱した「エピソード記述」（鯨岡, 2005）を採用した。この方法は、事象の記述においてこれまで排除されてきた研究者側の主觀を記述していくことにその特徴がある。「関わり手はそこにいるというだけで、何らかの影響を関わる相手に及ぼしています。しかも、そこにいるだけの観察など滅多にできるものではなく、多くは相手に関与し、実際に多かれ少なかれ影響を及ぼすことを免れません」（鯨岡, 2005. p.55）。それゆえに観察する側が無関与な透明な存在になることは不可能であるという指摘は、治療者が映画のスクリーンのようにはなれないとの丸田の主張にも共通し

よう。そして、人は相手の思いや広義の情動を間主觀的に掴んで関わり合っており、それを記述するのがエピソード記述であると説明している。このことから本研究では生活困窮者支援において、支援者と対象者の非対称性を回避するために、両者の主觀に焦点を当てた相互交流を記述する方法として、エピソード記述を採用する。エピソード記述は、「まずは意味体験が起きる舞台として〈背景〉を読み手に伝え、書き手の心搖さぶられた様を〈エピソード〉に綴り、そして書き手が心搖さぶられた理由を〈考察＝メタ観察〉の形で添えて、読み手に対して私の心搖さぶられた意識体験をわかってほしいと伝える」（鯨岡, 2013. p.59）構成になっている。エピソード記述により事例を考察し、鯨岡が言うように「人は常に周囲他者との動的関係性のなかで時間軸に沿って変容し続ける存在」（鯨岡, 2018. p.5）であることを明らかにしていきたい。

2.3 フィールド 就労準備支援事業について

本研究の事例の対象者は、筆者が支援員として従事するA市の社会福祉法人が実施する自立相談支援事業、および就労準備支援事業の支援を受けたことがある（あるいは現在受けている）4名である。自立相談支援制度には生活困窮者の状態に応じた複数の事業が用意されているが、その中の就労準備支援事業は、生活困窮者自立支援法第3条第4項に規定され、「雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業」とされている。対象者は、疾病や障害等の影響から生活習慣の形成がうまくできない人や、他者とのかかわりに不安を抱えコミュニケーションがうまくできない人とされている。具体的なプログラムは各市町村の現状に応じて実施されているが、A市の場合は、毎週水曜日の午前中に就労準備支援カフェを開催し、家族以外の交流が少ない人などが他者と交流する場となっている。人との交流が苦手な参加者の特性を鑑み、室内でできる簡単な手作業（例えば配布物の仕分けや使用済み切手の処理作業など）を用意し、直接相対する負担を軽減とともに、ボランティア活動を取り入れ、社会に役立っているという自己肯定感につながるように配慮している。この就労準備支援カフェで人との交流に慣れた後、市内協力事業所での就労体験へと進み就労に必要なスキルを身に着け、最終的にはハローワークと連携した実際の就職活動に進むという一連のプログラムを、半年から1年の期間で実施している。

2.4 事例の選定方法とエピソードの抽出法

本研究で考察する事例の4名は、A市内に在住し家族以外の人との交流がない、あるいは就労に課題を抱えている人である。就労準備支援カフェの案内を広報などで知り自

生活困窮者の生活課題の取り組みにおける 自己形成支援のあり方

ら相談に来訪した事例と、市役所やひきこもり支援事業所から繋がった事例が含まれている。この4名を選定した理由は、支援プランの対象者であり、生活課題の取り組みが自己形成に影響を及ぼしたと思われる事例であったことによる。事例対象者になることの承諾については、実際に本人に会い研究説明書に基づいて研究の趣旨や倫理的配慮について説明を行った上で、研究協力同意書への署名をもって協力の同意を頂いた。また4名の事例は、本事業を実施する社会福祉法人が保管する支援経過記録をもとにしているため、当該法人に対し研究協力依頼書を持参し協力を依頼した。その際、研究の趣旨や倫理的配慮を記述した研究説明書をもとに説明し、研究協力同意書への署名をもって協力の同意を頂いた。支援経過記録はそのまま使用せず、重要と思われるエピソードを研究ノートにまとめ、その際個人を特定できる情報はすべてアルファベットで表記した。

本研究は放送大学研究倫理委員会の承認（通知番号2024-12）を得たうえで実施された。

3. 事例とその考察

3.1 事例1. 高校時代、不登校だったAさん（40代女性） の就労支援

背景

Aさんは高校時代不登校だった。その後20年以上、現在は年金生活をする70代両親のもとで家事手伝いをしてきた。X-1年2月にMRSAで2週間入院、「自分ではどうにもならなくて専門家の力に頼った」、「看護師か看護助手になりたいがどうしたらいいか解らないので、今回も専門家を頼ろうと思った」と言って就労準備支援カフェに参加した。支援員は人との関わりが苦手というAさんに①まずは毎週カフェに来て人と交流し②それに慣れたら就労体験を行い③その上で実際に仕事に応募するというプランを提案した。緊張しながらAさんはカフェに参加し2か月経ったX年6月、介護施設で就労体験を行いプランは順調に進んでいた。ところがその1週間後「就職活動を8月末まで小休止したい」との申し出がある。

エピソード1 ボランティアスタッフ

「求人票を貰っても整理しきれない。少し時間をかけたいので8月末まで就職活動を小休止したい」とAさんは言った。支援員はAさんのせっかくの意欲を無駄にしたくないと思い「就職活動は休んでもカフェには続けて参加してほしい」と気持の整理がついたらAさんから声をかけて下さい」とお願いした。ところが9月末になってもAさんから声はかかるない。「就職活動をやらなければならないと思うとブレーキがかかる。就職活動や採用面接に行くことがしんどい」。その時支援員は、Aさんがプランの記入欄に「社会に

役立ちたい」と書いていたことを思い出し、咄嗟に「Aさんの社会に役立ちたいという気持ちを生かしてカフェのボランティアスタッフをやりませんか？」と提案した。Aさんも「ぜひやってみたい。カフェなら慣れているし迷惑でなければ来週からでもやりたい」と言った。このカフェのボランティアスタッフというアイデアは、既存のメニューにはない支援員が咄嗟に思いついたものだった。

エピソード2 靴底事件

1か月間のボランティアスタッフを経てX年10月ようやく市内総合病院の看護助手への応募となった。履歴書には高校名が記入されていなかったが支援員はそのことに触れなかった。緊張し肩で息をしているAさんを見て支援員は「模擬面接をしませんか？」と提案、すると「ぜひお願いしたい。面接で話すことを考えると声が出なくなる」と言った。模擬面接当日、履いて来た黒いパンプスの靴底が劣化し床舎入口から自分の足元まで黒い跡が繋がっているのに気付いたAさんは「あっ」と顔を真っ赤にして言葉が出ない。支援員は咄嗟に「大丈夫、すぐ消せるから！」とAさんをそこから離して模擬面接の部屋に促し、その間にびりついた靴底を数名の職員と必死に剥がした。模擬面接担当の職員によるとAさんは時々言葉に詰まり下に向いてしまうことがあったという。しっかり清書された履歴書には高校名が記入されていた。「採用面接の日程が決まるまで病院から2回連絡があり、職歴がないことについて質問された」と報告もあった。

そして採用面接当日、面接が終わったAさんは高揚した様子で来訪、そして病院の面接室に入るとすぐ自ら「職務経歴書を見て頂いてありがとうございました。私は高校が不登校でしたので職務経験がありません。そのことでご質問がありましたら遠慮なくおっしゃって下さい」と話したと言う。「何を聞かれるかと戦々恐々とするより自分から言ってしまおうと考えた」と言うAさんの高揚した気持ちが伝わってくると同時に、想像もしていなかった展開に支援員は驚きと喜びが入り混じった。その翌日、「お世話になったので早くお伝えしたく電話しました。病院から採用の連絡がありました。本当に良かった、両親もとても喜んでくれている」とAさん。支援員も「私たちもとても嬉しいです。翌日採用が決まるなんて相当好印象だったのでですね」と喜びを伝えた。Aさんは現在、週4日の勤務で病院のリネン室で働いている。「人と話すことは苦手であったがカフェで普通に話している自分がいる。ここでは皆が褒めてくれる。褒められるのは久しぶりでありすごく嬉しかった」とカフェで体験を語ってくれた。

考察

「中学の時、部活の顧問に集中攻撃されたことを思い出

し高校の後半不登校になった」以降、20年以上家族以外の人と交流がなかったAさんを動かしたものは、「自分の力ではどうにもならない」病気の経験だった。他者に頼らざるを得なかつた経験が、新たな希望を実現するために、今度は誰かを頼ってみようという心の変化をもたらした。頼ることは依存することでもある。依存についてKohutは、人間的心理的生活には不可欠であると述べている。Stolorow他も、依存せずに、分離・自律することはむしろ発達不全の兆候である(Stolorow, Brandchaft & Atwood, 1995. 丸田訳, 1995. p.56)と指摘する。人は生まれた時から関係性の中に存在し、共感的に接してくれる対象を求める。それをKohutは自己対象と呼んだが、その自己対象は自己の融和性と一貫性の確立を助け(丸田, 2002. p.50-51), 自己形成に影響を与える。Aさんの場合も共感的な環境が自己の変化をもたらした。例えば不登校であったわだかまりから最後まで履歴書に高校名を書けなかったAさんが、採用面接の場で自ら「私は不登校でしたので職歴がありません」と言わせたものは何だったのだろう。それは、就職活動を再開できずにいた時、ボランティアスタッフという助け船を出した支援員がいたこと、靴底事件で窮地に立たされた時、助けてくれる人がいたことが影響したものと思われる。受け入れられていると感じる共感的環境は、Aさんにとっての自己対象体験の場となり、「人を信じても傷つかない」というオーガナイジング・プリンシブルの変化につながったのではないだろうか。

Aさんの自己対象体験となったこの2つのエピソードの中で、支援員が咄嗟に思いついたボランティアスタッフというアイデアも、靴底事件での対応も、支援員は無意識に行っている。児童発達心理学者のStern.D.N.は、治療者の「自発的でそのモーメントに特有な治療者の署名入りの(その治療者のその患者とのその瞬間の関係にふさわしい)応対」は治療的变化を生む(Stern.D.N., 1998. 丸田訳, 2002. p.107)と言ったが、支援員の対応もこの「署名入りの応対」であったといえるであろう。しかも、この「署名入りの応対」を無意識に行っていったということは、支援員自身も間主観的コンテキストの中にあったということを示唆している。中学時代、部活の顧問に集中攻撃された時のAさんを助けてくれる人はいなかった。しかし、今は助けてくれる人がいる。間主観的なコンテキストの中で、Aさんが時を取り戻すために必要なシーンを、支援員も無自覚ながらに演じていたのかもしれない。

3.2 事例2. 支援員への陰性感情を経て自分を再確認したBさん(40代男性)の就労支援

背景

BさんはX-5年に父親を病氣で亡くした後、預貯金と障害年金で暮らしている。父親の入院時に受けた家族カウンセリングをきっかけに、軽度知的障害と発達障害があることが判った。週1回ヘルパーを利用しながら

父親の遺品整理を日課としているが、「一人でいると息がつまる」とX年9月に就労準備支援カフェに参加した。Bさんは高校卒業後介護福祉士の資格を取得し、介護施設で10年ほど働いたが「このまま働くと自分がつぶれてしまう」と退職した。小中高でいじめを受け、職場でも人間関係が上手く行かなかつたことが今も心の傷になっているが、就労することを諦めてはいない。そこで支援員が介護職以外の就労体験を提案すると、職場の雰囲気が良ければやってみたいと意欲を示し、X+1年2月生協倉庫で6日間の就労体験を行うことになった。

エピソード 父親の遺品整理と仕事は両立できない

毎回ぼろぼろのTシャツを着て来るBさんに体験に行く時の服装について尋ねると、「黒いズボンと上はジャージを着て行く」と聞いて支援員はほっとする。Bさんは「就労体験中は他のことは考えず腰を据えて行っていく」と決意を語りつつ「他の職員と上手くやっていけるかどうか」と不安を語った。

体験1日目「特に大変ではなかった。和やかな職場だった」と振り返ったが、3日目になると「次の日が仕事だと思うと緊張して寝付けない」、4日目には「気疲れで疲労が取れない」、5日目には「最初からこうなることは分かっていた。思ったより大変だった。今は家(遺品整理)のことが全くできない」と不満を露わにした。最終日、体験先には「この様な体験をさせて頂き感謝している」とお礼を述べたが、支援員に対しては、「(支援員に) 頑張ってと言われるのが嫌だった。既に頑張っているのに更に頑張らなければいけないのか。自分なら『無理しないで』と言う。身だしなみと時間を守れと言われるのが嫌だった」と不満をぶつけ、「もうカフェには来ない」と言って帰って行った。支援員はとてもショックを受けたがBさんとの繋がりがこれで切れたわけではないという感じがしていた。

3か月後、体験先からBさんを採用したいと連絡が入る。支援員はこれでBさんとの関係が修復できると勇んで電話をかけた。初めは緊張気味だったBさんも、支援員が「Bさんが一生懸命やったことが認められたことが嬉しくて電話しました」と言うと、「そう思って貰えて嬉しいです」と明るい声になった。Bさんは少し考えた後、「断っては悪いと思うが仕事に行くと家を空けることになるので難しい」と採用の話を断った。「そうでしたね。今はお父様の遺品整理を最優先して下さいね」と伝えると「この前は言い過ぎてしまって反省しています」と言った。支援員が「いいえ、私たちはBさんが自分で決められたことを尊重していますよ」と伝えると、「安心しました」と静かに語った。

考察

Bさんにとって遺品整理は、立派な父親との関係を修復

生活困窮者の生活課題の取り組みにおける 自己形成支援のあり方

する行為（喪の作業）なのではないだろうか。小中高時代のいじめ、専門学校の留年、介護職での挫折など、立派な父に褒められることのなかったBさんは、遺品整理をして父への心のわだかまりを整理しているのかもしれない。支援員にぶつけた陰性感情は、誰も自分を理解してくれないという潜在的な不満の現れだったのだろう。Stolorowは、治療者から共感されていないと患者が感じ、患者の主観の中で自己対象絆が途絶した状態を自己対象不全と言った(Stolorow, Brandchaft & Atwood, 1995. 丸田訳, 1995. p.19)が、Bさんの自己対象不全は支援員への陰性感情となって表れた。支援員はそのことにショックを覚え、傷つきながらもそれを受け止めるしかなかった。この時、Bさんとの関係の修復を待つしかなかった支援員の状態も、自己対象不全といえるであろう。ゆえに、体験先からBさんを採用したいという連絡が入った時、支援員は救われた思いがした。Bさんにとっても、採用の知らせは嬉しかったに違いない。しかし、この朗報にBさんは自らの意思で応じなかつた。今の自分にとって大事なのは父親の遺品整理であることを再確認したのだ。Stolorowは、断絶した自己対象絆の修復プロセスにおいて、治療者による共感的理解を受け入れは、患者の自己・体験の構造化を直接的に促進する(同書, p.30-31)と言ったが、支援員との関係修復のプロセスにおいてBさん自身が自分に今必要なこと(遺品整理)を再確認し、自己・体験を構造化することができるのである。就労支援の最終的な目標は、安定した就労に就くことにある。しかしBさんは自らの意思で就労することを選ばなかつた。その時、誰も自分を理解してくれないというBさんのオーガナイジング・プリンシブルも変化していたのではないだろうか。

3.3 事例3. 幼少期の自己対象体験に恵まれなかつたCさん(20代女性)の就労支援

背景

Cさんは小学校2年から不登校、通信制の高校を卒業後2年間ひきこもり状態であることを心配した祖父が市役所に相談し、X年10月就労準備支援カフェに参加した。幼少の頃は都内で暮らしていたが、食べ物を与えられず、Cさんと弟と妹が飢餓状態で救急搬送された後、児童相談所の介入により母親の実家の祖父母の家で暮らすことになった。母親は療育Bでその後父親と離婚。弟は療育A(施設入所中)、妹も療育A(特別支援校)であるためCさんも14歳の時に知能検査を受けたが、手帳取得の必要はないと言われたと言う。

X年11月「眠れない日が続き精神科を受診したいが何処に行ったらよいかわからない」と相談がありX+1年1月精神科に同行。その時Cさん自ら「障害者手帳を取りたい」と主治医に言った。眠れない、力が入らない、起きられない、夢と現実の区別がつかないなど慢性的な不安を抱えていたCさんは14歳の時自殺未遂をしてい

る。「障害者手帳をとりたい」とは、出口の見えない精神的身体的不安の中で、自分の立ち位置を決めようとしているように支援員には見えた。X+1年12月Cさんは療育手帳Cの判定を受け、3か月後に障害年金の受給が決まる。X年11月に靴量販店のアルバイトに採用されたが、重い荷物を持つと膝が痛むと2日で辞め、福祉的就労の事業所では部屋の光や匂いに反応し、体験まで進むことができなかつた。しかし自宅から徒歩2分という好条件の介護施設のアルバイトにCさんはとても意欲を示す。

エピソード ユニフォームのズボン

「徒歩2分で行ける職場は人生で一番近いかも」とCさんは意欲的だった。ところが、2日後Cさんはカフェを無断で休む。支援員が電話を架けると「介護施設の話は無しでお願いします」、「ユニフォームのズボンが無理なので」と言う。あんなに喜んでいたのになぜ?と思うと同時に、支援員はCさんが一度もズボンをはいてきたことがないことに気が付いた。アトピー性皮膚炎であるため、皮膚を搔き壊すことを防ぐタツをスカートの下にいつも履いていた。<ズボンはあまりはいたことがないのかな>と支援員が聞くと、「肌に触れるのがダメなんで」とCさん。ユニフォームの問題だけなら施設長に相談すれば何とかなると支援員は思い、<私服での体験ならどうかな>と聞くと、「私服なら大丈夫です」と言う。あっさりしたCさんの返答に、支援員は拍子抜けと安堵が入り混じつた。そして「人生で一番近い職場」と喜んだ気持ちをあっさりと諦めてしまうCさんが気になつた。自分の思いを実現するために誰かに相談したり頼ったりすること自体を知らないのかもしれない。そこで、<気になるところがあつたらダメと決める前に、相談するという方法もあるからね><他に気になることはある?>と尋ねると「それ以外は大丈夫です」と答えた。

X+1年7月体験当日。支援員は介護施設の前でCさんと待ち合わせをしたが、体験が始まると一人で大丈夫と言うのでそのまま介護施設を後とした。翌日Cさんに体験の感想を聞くと、「ユニフォームは試着したがダメだった」という。<肌に触れるのがダメならタツの上から履いてみたら?>と伝えると、その方法があつたかという顔をして「今度試してみる」と言った。そしてその時Cさんは、「介護施設の仕事を前に進めても構わない」とほそっと言った。

翌日<ユニフォームのズボン、履いてみた?>と尋ねると「タツの上にレギンスをはけば大丈夫。ただパツパツに張り付くのでもう少しズボンが大きければ」と言った。<サイズを変えてもらうことはできるんじゃないかな>と支援員は返答し、今度はCさんから施設長にお願いしてみることを勧めた。あれから1年、Cさんは週2日のアルバイトを一日も欠かさず行ってい

る。「欠席の連絡をするのが面倒くさいからだ」とCさんは言うが、月末には必ず給与明細を見せてくれている。

考 察

「人生で一番近い職場」と喜んだ気持ちをあっさりと無きものにしてしまう、これは壮絶な養育環境の中でCさんが身に着けた生きる術だったのだろう。食べ物を与えられなかった幼少期の経験は、求める心を失わせるだけでなく、求めようとする気持ちにブレーキをかける。2日後のカフェの欠席はCさんの葛藤の現れではなかつたか。Cさんの気持ちを代弁するかのように、<なぜ諦めるの？人生で一番近い職場と言ったのに>と支援員は心の中で呟いていた。そしてCさんの本当の気持ちを紐解いていった。Kohutは母子関係をそれ以上分割できないユニットとしてとらえ、自己は新生児のときから何のためらいもなく母親に向けて相互交流を求めるとして、その母親の果たす役割を自己対象と呼んだが (Kohut,H., 1977. 本城・笠原監訳, 1995. p.67), Cさんにはそれが得られていなかつたのであろう。Kohut はまた、母親の情動調律が乳幼児の自己の融和性と一貫性を確立することを助けると述べているが、Cさんが慢性的に抱える精神的身体的不安は、幼少期母親からの情動調律がなかつたからと考えられよう。支援員が精神科受診に同行した際、Cさんは「体を無意識に搔きむしってることがある」と主治医に訴えた。これに対し主治医は、「痒いから搔くのであって、痒みの原因は何かあるかな」と質問した。Cさんは、「えっ？ 痒いから搔く？」とその意味がわからず困惑していた。乳幼児は自分と母親の情動を弁別し、体験を言語化する術を身に着ける(丸田, 1992. p.128)。Cさんには、無意識に搔きむしって自分の体験と「痒い」という言葉を結びつける情動的交流がなかつたのであろう。

Cさんは今、課題の多い家族の中で困ったことが起きると、必ず支援員に相談するようになっている。

3.4 事例4. 就労挫折時のトラウマを抱えるDさん（40代男性）の就労支援

背 景

Dさんは大学卒業後、都内の会社に勤務していたがX-5年に体調を崩し退職。両親から支援継続は難しいと言われている。X-1年12月に脳卒中で入院。主治医は就労に問題はないと言つたがDさん自身は仕事復帰への不安を感じ、X年5月相談に来訪した。就労相談をする中でDさんは、「病気をする前から朝は頭が働かない」ので11時以降の勤務を希望、今までやっていたシステムエンジニアの仕事は望まなかつた。1か月後、製造ラインのパートに応募するが不採用、続けてスーパーの仕分けの仕事も不採用、翌月応募した店舗バックヤード業務も不採用となる。難易度は決して高くな

い求人になぜ不採用になるのか支援員は首をかしげた。ようやく運送会社のバイトに採用になった際、「運送会社では脳卒中になったことを話さなかつたから採用になつたと思う」と本人が語つたことで原因が明らかになる。ハローワークの相談員から<採用面接で体調に不安があることを強調しない方がよい>と何度もアドバイスを受けていたにも関わらず、結局Dさんは言つてしまつていたのだ。その運送会社の仕事は、2か月働き1か月休むアルバイトなため無給の1か月が生じてしまう。無給の1か月の生活費をどうするかという支援員の質問が、Dさんにはもっと仕事を増やせと言われているように聞こえたのであろう。「このまま就職活動を続けるなら倒れる前提でやるしかない」と挑発的な返事が返ってきた。関係修復の必要を感じた支援員は、料理が得意なDさんの力量を發揮できる調理実習を実施。終了時、就労中の運送会社から契約社員の誘いがあつたと報告がある。

エピソード 「体力に不安がある」という言葉の本当の意味

契約社員になれば無給の1か月がなくなるため、支援員は期待を込めてDさんの話を聞いた。「契約社員は1年契約で半年経つたら有給休暇がつくことが魅力だが、1日5時間で5日働く必要があり、体力に不安があり断つてしまった」と言う。支援員は1日5時間でも体力を理由に断つたDさんの具体的な状況を知りたくて、<体力に不安を感じるほど今の仕事は大変なのですか>と尋ねると、「仕事は19時までだが帰宅は20時、買い物すると21時になる。それから夕食作りと風呂で就寝は1時になり家事ができない」と言った。「体力に不安がある」との言葉から支援員はてっきり肉体的にきついのかと思ったが、Dさんの答えは時間がないとの内容だったため、<体力に不安があると言つたのは、もしかして勤務時間を増やすと時間に追われ、やらなければならないと思っていることが思うようにできないことがストレスとなり心身のバランスを崩すという意味ですか？>と問い合わせると、「その通りである」とDさんは言った。この時、支援員は初めてDさんとわかりあえたという気持ちになり、嬉しくなつた。

考 察

ハローワーク相談員のアドバイスも空しく、採用面接でDさんが体調に不安があることを訴え続けた要因は、前職でのトラウマだった。「雇用主は契約以上のことをやらせる」「事前にできないことを言っておかないと自分が契約違反と言われる」と、Dさんは自分の正当性を主張し続けた。運送会社のアルバイトに採用されたものの、1か月無給になる間の生活費を心配した支援員に対し、「このまま就職活動を続けるなら倒れる前提でやるしかない」と挑発的な反応をしたのも、その防衛だったのであろう。Dさんと支援員の関係は硬直して行つた。だからこそ支援員の問

生活困窮者の生活課題の取り組みにおける 自己形成支援のあり方

いかけにDさんが「その通りである」と言った時、何より嬉しかったのは支援員自身だった。現代自己心理学派のBacal,H.A.は治療者も自己対象ニーズをもっており、クライエントを治療することで治療者自身も癒される（Bacal, 1998. 安村訳, 2016. p.8-9）と指摘しているように、Dさんは支援員にとっての自己対象であったのだ。支援員は硬直した関係を少しでも和らげようと、料理得意とするDさんのために調理実習を企画する。この調理実習が硬直した二者関係に新しい空気を吹き込み、Dさんの方から「契約社員の誘いがあった」と支援員に伝えるような関係性へと変化した。Dさんのケースのように支援者側のアドバイスを受け入れず、自分の正当性を主張し続ける対象者は、「困難事例」とレッテルを張られることが多いが、そこには抵抗するか服従するかの二者関係しかない。Dさんに「その通りである」と言われて救われたのは支援員自身だったように、対象者が支援員の自己対象になっているということに視点を向けたなら、一方的に対象者を「困難事例」と決めつけることはできなくなるであろう。

4. 総合考察

4.1 自己対象と自己形成

第3章で考察した4つの事例はどれも就労支援のケースであるが、抱えていた課題は自己を形成するオーガナイズ・プリンシブルが深く関わっていた。例えば、Aさんが長い間他者を頼らず自分ひとりで解決しようしてきたこと、Bさんが子どもの頃から誰も自分のことをわかつてくれないと思ってきたこと、Cさんが望むものは与えられず早々に諦めることを余儀なくされていたこと、Dさんが二度と嫌な目に合わないようにと防衛し続けたことである。そこに変化をもたらしたのは、支援員との関係の中で生じた自己対象体験だった。Aさんは支援員との間主観的コンテクストの中で、自分を開示していった。Bさんは自己対象不全の修復により、自分に今必要なものを再確認した。Cさんは自分の葛藤を誰かに相談するという方法を知った。そしてDさんは、生活上の不全感を言葉を介して支援員と共有することができた。

就労支援の目的は、就労により生活が安定するよう支援することにあるが、4つの事例の結果は必ずしもそうならない。Bさんは就労できるチャンスを自ら選ばず、父親の遺品整理を優先すると決め、CさんDさんも生活費として十分な就労収入を得られたわけではない。しかし、共感的環境の中で得られた自己対象体験によって、今まで自分を縛り付けていたものとは違う新たな枠組みが芽生えたのではないかだろうか。Kohut (Kohut,H., 1977. 本城・笠原監訳, 1995)は、自己対象という原初的関係が、時代的要因から必要になったことについて、次のように語っている。「比較的最近まで、個人に対する主な脅威は未解決の内的葛藤であった。そして、それと関連して、西洋文明のもとで子供がさらされていた主要な対人関係的布置は、両

親と子供たちとの間の情緒的過剰接近と両親間の強いつながりであった (p.213)」。ところが、「これまで脅威を与えるほど近いものとして体験されてきた周囲の環境が、今や脅威を与えるほどに遠いものとしてますます体験されるようになってきた。子供たちは、以前は両親の情緒的（性愛的なものも含めて）生活によって過剰刺激されていたのに、今や子供たちは往々にして過少刺激しかあたえられない (p.215)」。「われわれ西欧世界において今や人間の中心的問題の範例になっているものは、刺激をうけることの少ない子供であり、親から不十分にしか反応されない子供であり、理想化できるはずの母親を剥奪された娘であり、理想化出来るはずの父親を剥奪された息子である (p.227)」。人と人との関係が希薄になっている現代、自己形成に必要な自己対象を得る機会も少なくなっている。この時代的傾向の中で、本研究における4つの事例は、主観的体験を意味づけ「自己」を形成していくプロセスにおいて、「自己対象」という心理的対象が必要であることを再確認するものとなった。

4.2 ソーシャルワークが目標とする人間像とその課題

第1章で述べたように、貧困問題の対応から始まったソーシャルワークの源流は、イギリスの慈善組織COSの友愛訪問員による個別訪問活動にある。アメリカに渡ったCOSに参加したRichmondは、ソーシャル・ケース・ワークを「個人と社会環境との間に働きかける調整」と定義し、その最終目標を「人格の発達」とした (Richmond, 1922. 小松訳, 1991. p.57)。つまり、生活課題を抱える人々が他者の援助を仰ぐことなく、自分自身の力で問題を解決できるように人格を発達させることを最終目標としたのである。そのことが、現在のソーシャルワーカー倫理綱領の「クライエントの自己決定の尊重」に繋がっている。この「自己決定の尊重」に対し衣笠 (2009) は、「近代市民社会が要請する自律する個人となるために、援助によって自己決定能力を開発・発露させ、もって個人の尊厳を具象化させるというソーシャルワークの倫理構造 (p.23)」があり、そのことが「自己決定」できない人、例えば判断能力に重い障害を持つ人々や、疾患などによって意思表出が困難な状態にある人を、疎外し排除することになるのではないかと問題提起する。誰にも頼らず自己決定できる人間像を最終目標とする考え方は、分離・固体化を発達目標とした精神分析の領域においても見ることができよう。しかし Kohutがいうように、それはむしろ発達不全をもたらしかねない。「心理的領域における依存（共生）からの独立（自律）へという動きは、酸素に依存する生活から必要としない生活が望ましいか望ましくないか言うまえに不可能であるのと同様に不可能である」(Stolorow, Brandchaft & Atwood, 1995. 丸田訳, 1995. p.56) のである。ソーシャルワーク領域においても、誰の援助がなくても自己決定できる近代的個人を目指にするのではなく、Kohutが言うように、生まれながらにして自己対象という関係性を求める

人間像を前提とした援助技術が求められる。それが衣笠の問題提起に対する一つの答えになるであろう。

4.3 支援者側の意識改革

子ども時代に負った心の傷のために一生苦しむ人のことを、近年ACEサバイバーという言葉で理解するようになった。ACEとはAdverse Childhood Experiencesの略で、「逆境的小児体験」や「子ども期の逆境体験」などと訳される。ACEは0歳から18歳までの子ども時代に経験するトラウマ（心の傷）となりうる出来事のことであり、そのACEの過去を抱えながら生きている人達がACEサバイバーである。アメリカのサンティエゴに住む健康保険会社の予防医学部主任のFelitti, V. J. が、疫学者Anda, R. F. 他とともに、子ども期の虐待、ネグレクト、関連する家庭のストレス要因が長期的に影響するかどうか、1995年から1997年にかけて調査を行った。18歳になるまでに虐待・ネグレクトなどの身体的・心理的（・性的）被害を受けたことがあるか、家庭における何等かの問題（家庭の機能不全）があったかなど、10個の質問を行った結果、ACEが4つ以上の人には0の人に比べて虚血性心疾患には2.2倍なりやすく、がん1.9倍、脳卒中2.4倍、慢性肺疾患には1.6倍なりやすいという結果になった。依存症傾向についても、アルコール依存症に7.4倍、薬物注射10.3倍、50人以上の性交渉は3.2倍、メンタルヘルスについてもうつ病4.6倍、自殺未遂は12.2倍のリスクがあるという結果になった。この結果については、長期的反復的に経験されるACEが、通常の限度を超えるストレス反応を引き起こし、身体に摩耗と損傷を与えるためと説明されている（三谷, 2023. p.14-44）。

事例で検討した4人の対象者も、ACEサバイバーと言える。Aさんは中学時代の部活の顧問に集中攻撃された経験から不登校になり、20年以上家族以外の関わりを求める生活をしてきた。Bさんは小中高といじめに会い不登校になった時期があった。Cさんはネグレクト家庭で育ったことで今も身体的精神的不調を抱えている。Dさんも、小中高と慢性的ないじめを経験している。筆者の経験から、生活保護を受給する人達の中に、過去に身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、DVなどを受けたことのある人たちが少なくない。第1章では、生活困窮者が心理的に不利な状況にあることについて社会的認識からのステigmaや、支援者と対象者の非対称性から言及したが、このACEサバイバーの問題は、精神・身体的にも不利な状況にあることを示唆するとともに、生活困窮者の抱える問題はそうそう簡単に解決できるものではないということを警告していると言えよう。「警告」と言う厳しい言葉を使うのは、Dさんのように支援者のアドバイスを受け入れない対象者を、支援者側が安易に「困難事例」とする傾向が非常に根強いゆえである。困難事例の要因について岩間は、①個人的要因、②社会的要因、③不適切な対応という3つの側面から考察し（岩間, 2011. p.136-138）、①個人的な要因は本人の疾病や障害による精神不安や判断力の低下、②社会的要因

は地域からの孤立や社会資源の不足、③不適切な対応は援助関係の形成不全や援助者主導の援助、などがあるとし、これらの要素が重なるところに支援困難事例が発生すると述べている。困難事例の要因の一つに、支援側の不適切な対応があるという岩間の指摘は、第2章で引用した丸田のことば、「治療者は自分の主観的体験をあたかも客観的事実であるような誤謬に陥っている」状態と共通する。本研究の論理的視点として依拠した間主観性理論では、支援員が客観的知識を所有しているとは考えず、支援者側の主観や自己対象ニーズも観察の対象にする。そして、近代市民社会が前提としたような、個人としての分離や自律、自己決定できる強い自己を最終目標とするのではなく、生まれた時から関係性の中にあり、自分を理解し、自分の一部を感じるような自己対象という心理的構造が自己形成に必要であると説く。このような考え方を支援者側が理解したら、「困難事例」の捉え方も変わっていくであろう。

本論文では、生活困窮者が個々の生活課題に取り組む時、支援者が対象者とどのような関係を築くことが、対象者の心の変化や成長につながるのか、事例を通して検討した。そこで明らかになったことは、支援者側が自分も主観を持つ一人として、対象者と情緒的なつながりを築こうとすることが、対象者の自己対象体験になるということであった。そしてその自己対象体験は、主観的体験を無意識的に意味づける対象者のオーガナイジング・プリンシップに変化をもたらすことにつながった。自己対象ニーズは、対象者のみならず支援側にも生じる。このことを支援者側が自覚することは、社会福祉援助技術の向上につながると思われる。

本研究で採用した自己心理学や間主観性理論は、精神分析の領域で展開した理論であるが、人が人を支援する場であれば分野を問わず、支援者に必要とされるオーガナイジング・プリンシップと言えるであろう。

謝 辞

本研究に快く協力くださいました協力者の皆さま、特に4つの事例の対象者に対し、厚くお礼申し上げます。そして論文作成にあたり、多くのご指導と励ましを頂きました放送大学大学院教授の大山泰宏先生に深く感謝いたします。

文 献

- [1] 岩間伸之，“支援困難事例と向き合う - 18事例から学ぶ援助の視点と方法”，中央法規 2014.
- [2] 衣笠一茂，“ソーシャルワークの「価値」の理論的構造についての一考察 - 「自己決定」の原理が持つ構造的问题に焦点を当てて”，社会福祉学, 49/4, pp.14-26, 2009.
- [3] 鯨岡峻 “エピソード記述入門－実践と質的研究のため”，東京大学出版局, 2005

生活困窮者の生活課題の取り組みにおける
自己形成支援のあり方

- [4] 鯨岡峻 “なぜエピソードなのか「接面」心理学のため
に”, 東京大学出版会, 2013
- [5] 鯨岡峻 “子どもを育てる新保育論のために -「保育」
する営みをエピソードに綴る”, ミネルヴァ書房2018
- [6] 厚生労働省社会保障審議会 “生活困窮者の生活支援の
在り方に関する特別部会報告書”
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002tpzu-att/2r9852000002tqlb.pdf>
- [7] Kohut.H The Restoration of the Self. International
Universities Press, Inc., New York. 1997
- [8] 的場由木・斎藤恵美子 “都市生活の生活支援付き民間
宿泊施設に入所した生活困窮者の健康状態と生活支援
ニーズの特徴—新規入所者の年代別検討”, 日本公衆
衛生雑誌, 66 767–777, 2019
- [9] 丸田俊彦 “コフート理論とその周辺—自己心理学をめ
ぐって”, 岩崎学術出版社, 1992
- [10] 丸田俊彦 “間主観的感性—現代精神分析の最先端”,
岩崎学術出版社, 2002
- [11] 三谷はるよ “ACEサバイバー - 子ども期の逆境に苦
しむ人々”, ちくま書房, 2023
- [12] 日本ソーシャルワーカー連盟倫理綱領 (2024年11月30
日取得) <https://www.jasw.jp/about/rule/>
- [13] Richhimond, M. E. What Is Social Case Work ? :An
Introductory Description, Russell Foundation, 1922
- [14] 新保美香・志村久仁子・鎌木奈津子 “生活困窮者自立
支援制度における人材養成研究の現状と課題 - 自立相
談支援事業の従事者養成研修に着目して”, 明治学院
大学社会学部研究所 研究年報. 48. 31—38, 2018
- [15] 総務省行政評価局 令和4年度「生活困窮者の自立支援
対策に関する行政評価・監視」結果報告書 (2024年11
月30日取得)
https://www.somu.go.jp/main_contain/000811418.pdf
- [16] 副田あけみ “社会福祉実践における価値と倫理”, 人
文学報. 社会福祉学. 10. 東京都立大学人文学部,
1994
- [17] Stolorow, R. D., Brandchaft, B., & Atwood, G. E.
Psychoanalytic treatment: An intersubjective approach.
Hillsdale, NJ: The Analytic Press. 1987
- [18] 辻井正次 “無料低額宿泊所において日常生活上の支援
を受ける必要がある利用者の支援ニーズ評定に関する
調査報告研究事業”, 平成30年度厚生労働省社会福祉
推進事業